

昭和二十五年運輸省令第四十二号

造船法施行規則

造船法施行規則を次のように定める。

(施設の新設等の許可申請及び届出)

第一条 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

二 事業の種類

三 事業の開始年月

四 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設の名称及び所在地並びに当該施設に備える設備の概要

五 譲り受け、又は借り受けようとする場合の相手方の氏名及び住所

二 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 定款、最近の貸借対照表及び損益計算書並びに現に行っている事業の概要を説明した書類

二 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設に備える設備の概要及び当該施設の敷地総面積を示す書類及び図面

三 所要資金の額及びその調達方法を記載した書類

四 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 氏名及び住所

二 新設し、譲り受け、又は借り受けした施設の名称及び所在地

三 工事の完了又は施設の譲受け若しくは借受けによる引渡しの日

(許可を要する設備)

第二条 法第三条第一項の設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 造船台(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水でできる部分を含む。)の長さが五十メートル以上のもに限る。)

二 船舶の製造のための船殻の取付け及びブロックの搭載の用に供するドック(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

三 前号のドック以外のドック(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

四 船舶の製造のための船殻の取付け及びブロックの搭載の用以外の用のみに供する引揚船台(平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

五 前号の引揚船台以外の引揚船台(平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のもに限る。)

(設備の新設等の許可申請及び届出)

第三条 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二号書式の許可申請書を提出するものとする。

一 氏名及び住所

二 新設、増設又は拡張(以下「新設等」という。)をしようとする設備に係る施設の名称及び所在地

三 前号の施設によって行ふ事業の種類

四 新設等をしようとする設備の使用の開始年月

五 新設等をしようとする設備の概要

二 前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

一 当該申請に係る設備の概要を示す書類及び図面

二 所要資金の額及びその調達方法を記載した書類

三 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第三条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

一 氏名及び住所

二 新設等をした設備に係る施設の名称及び所在地

三 工事完了年月日

(事業の開始等の届出)

第四条 法第五条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号(貸借対照表及び損益計算書を除く。)及び第二号に規定する書類及び図面(次項において「添付書類」という。)を添えて提出するものとする。

2 法第二条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る事業について前項に規定する届出書を提出する場合において、当該許可の申請の際に添付した書類及び図面に示した事項について変更がないときは、届出書にその旨を記載して添付書類を省略することができる。

3 法第五条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。

(報告)

第五条 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者は、次の区分により、国土交通大臣に報告書を提出しなければならない。ただし、鋼造船所施設状況報告書にあつては、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、この限りでない。

報告書の種類	報告事項	書式	提出期日
生産状況報告書	一 生産高 二 新造船工程表 三 工事時間 四 鋼材搭載重量 五 従業員数	第五号書式	毎年五月十日及び十一月十五日まで
鋼造船所施設状況報告書	施設の概要	第六号書式	毎年二月十日及び五月十日まで
船舶用機関等施設状況報告書	一 施設の概要 二 従業員数 三 生産能力 四 工作機械 五 加工機械 六 運搬設備	第七号書式A 第七号書式B	毎年二月十日及び五月十日まで 三年度ごとに二月十五日まで
船舶用艀装品等月間生産高報告書	一 生産高 二 在庫高	第八号書式	翌月の十五日まで



(事業基盤強化計画の認定)

**第十条** 国土交通大臣は、法第十一条第一項の規定により事業基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしその内容を審査し、当該事業基盤強化計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に第十二号書式の認定書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十三号書式による通知書を申請者に交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、第十四号書式により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 事業基盤強化計画認定番号
- 三 認定事業基盤強化事業者の名称
- 四 認定事業基盤強化計画の概要

(認定事業基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

**第十一条** 認定事業基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十二条第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定事業基盤強化事業者は、遅滞なく、第十五号書式によりその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 法第十二条第一項の規定により、事業基盤強化計画の変更の認定を受けようとする認定事業基盤強化事業者(第四項及び第五項において「変更申請者」という。)は、第十六号書式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の変更の認定の申請に係る事業基盤強化計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を実施した期間を含め、五年(当該事業基盤強化計画に法第十五条の規定による特例措置を受けることが含まれる場合であつて、事業基盤強化を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれない場合にあつては、三年)を超えないものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十一条第四項の定めを照らしその内容を審査し、変更の認定の申請のあつた認定事業基盤強化計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に第十七号書式の認定書を交付するものとする。

5 国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十八号書式による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 国土交通大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、第十九号書式により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の事業基盤強化計画認定番号
- 三 認定事業基盤強化事業者の名称
- 四 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

(認定事業基盤強化計画の変更の指示)

**第十二条** 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により認定事業基盤強化計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した第二十号書式による通知書を当該変更の指示を受ける認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

(認定事業基盤強化計画の取消し)

**第十三条** 国土交通大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定事業基盤強化計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した第二十一号書式による通知書を当該認定が取り消される認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

2 国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画の認定を取り消したときは、第二十二号書式により、当該認定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 取消しの日付
- 二 事業基盤強化計画認定番号
- 三 認定を取り消された事業者の名称
- 四 取消しの理由

(実施状況等の報告)

**第十四条** 認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、第二十三号書式により、国土交通大臣に報告をしなければならない。

2 認定事業基盤強化事業者は、国土交通大臣から、当該認定事業基盤強化事業者又はその関係事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項に関し報告を求められたときは、第二十四号書式による報告書を提出しなければならない。

(課税の特例に関する報告事項)

**第十五条** 法第十五条の規定により産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があつたものとみなされる場合において、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額

(権限の委任)

**第十六条** 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

一 法第二条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台若しくは引揚船台又は渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。)

二 法第三条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びに渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るものを除く。)

三 法第二条第二項及び第三条第二項に規定する権限

四 法第五条に規定する権限

(經由機関)

**第十七条** 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類(事業基盤強化計画に係るものを除く。)は、所轄地方運輸局長を經由するものとする。

附則 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、造船法施行の日(昭和二十五年六月十五日)から適用する。

3 第四条第一項の規定にかかわらず、この省令施行の日までに、臨時船舶管理施設法施行規則及び臨時船舶管理施設法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十四年運輸省令第三十一号)附則第二項の規定により造船業務状況報告書を提出した者は、第五条の規定による届出をした者とみなす。

附則 (昭和二十七年七月二二日運輸省令第五一号)

1 この省令は、昭和二十七年七月二十二日から施行する。

2 この省令施行の際現に改正前の造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二条第一項又は同法第三条第一項の規定による届出に係る工事であつて改正後の同法第二条第一項又は同法第三条第一項の施設又は設備に係るものを完了して、その工事の完了の届出をしていない者については、改正前の造船法施行規則第一条第三項及び第三条第二項の規定は、この省令施行後もなおその効力を有する。

附則 (昭和二八年二月七日運輸省令第二号)
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月三十一日から適用する。

附則 (昭和三三年五月二七日運輸省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三五年三月二日運輸省令第六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三九年九月一八日運輸省令第六七号) 抄
この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第十号書式Aの規定による船舶用機関等製造計画報告書の提出については、昭和四十年一月一日から始まる四半期に係る報告から適用する。

2 改正後の第九号書式Bの規定による船舶用機関等施設状況報告書の最初の提出期日は、昭和四十年二月十五日までとする。

附則 (昭和四二年七月一四日運輸省令第五四号) 抄

1 この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。
2 この省令の施行前にした造船法(昭和二十五年法律第百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の許可であつて、改正前の造船法施行規則(以下「旧規則」という。)第二条第二号の設備を備える施設に係るもの又は旧規則第三条第三号の設備を備える施設に係るものは、それぞれ改正後の造船法施行規則(以下「新規則」という。)第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可とみなす。

3 この省令の施行前にした法第三条第一項の許可であつて、旧規則第二条第二号の設備に係るもの又は旧規則第三条第三号の設備に係るものは、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可とみなす。

4 この省令の施行前に旧規則第二条第二号の設備を備える施設に係る法第二条第一項の許可を受けた者及びこの省令の施行前に旧規則第二条第二号の設備に係る法第三条第一項の許可を受けた者は、昭和四十二年八月三十一日までに、当該設備が新規則第二条第二号及び第三号の設備のうちいずれに該当するかを運輸大臣に届け出なければならない。

5 この省令の施行前に旧規則第三条第三号の設備を備える施設に係る法第二条第一項の許可を受けた者及びこの省令の施行前に旧規則第三条第三号の設備に係る法第三条第一項の許可を受けた者は、昭和四十二年八月三十一日までに、当該設備が新規則第二条第四号及び第五号の設備のうちいずれに該当するかを運輸大臣に届け出なければならない。

6 この省令の施行の際現に存する旧規則の規定に基づいてした法第二条第一項の許可の申請は、新規則の規定に基づいてしたものとみなす。この場合において、旧規則第二条第二号の設備を備える施設に係る許可の申請又は旧規則第三条第三号の設備を備える施設に係る許可の申請は、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可の申請又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可の申請に変更されたものとみなす。

7 この省令の施行の際現に存する旧規則の規定に基づいてした法第三条第一項の許可の申請(旧規則第二条第五号から第七号までの設備についての許可の申請を除く。)は、新規則の規定に基づいてしたものとみなす。この場合において、旧規則第二条第二号の設備に係る許可の申請又は旧規則第三条第三号の設備に係る許可の申請は、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可の申請又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可の申請に変更されたものとみなす。

附則 (昭和四五年九月三日運輸省令第七六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年六月二三日運輸省令第三二号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五三年一月一四日運輸省令第五六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、地方支分部局の整理のための行政管理庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十六年四月一日)から施行する。

附則 (昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為(以下「申請等」という。)は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

Table with 2 columns: Administrative Office (上欄) and Designated Office (下欄). Rows include Hokkaido, Tohoku, Kanto, Chubu, Kansai, Chugoku, Shikoku, and Kyushu transport authorities.

第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対してした申請等とみなす。

附則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号) 抄

(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成元年七月二〇日運輸省令第二四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一二号) 抄  
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一四年四月一日国土交通省令第五三号)  
この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号)  
(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号)  
(施行期日)  
第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

(経過措置)  
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令(以下「新令」という。)の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成二二年一月一八日国土交通省令第五四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二三日国土交通省令第九八号)  
(施行期日)  
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)  
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号)  
(施行期日)  
1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年八月二十日)から施行する。

2 (船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)  
令和三年六月分及び七月分の外航船舶運航実績報告書の提出については、第三条の規定による改正後の船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号)  
(施行期日)

1 この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年八月二十日)から施行する。

2 (船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)  
令和三年六月分及び七月分の外航船舶運航実績報告書の提出については、第三条の規定による改正後の船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第一号書式（第一条関係）

新設  
 造船施設 譲受 許可申請書  
 借受

1	事業者の氏名及び住所		
2	事業の種類		
3	事業の開始年月		
4	施設の名称及び所在地		
5	設備の概要		
	（一） 第二条各号の設備の概要		
	(イ) 第二条第一号の設備	(a) 主要寸法	(b) 能力 (c) 基
	(ロ) 第二条第二号の設備	(a) 主要寸法	(b) 能力 (c) 基
	(ハ) 第二条第三号の設備	(a) 主要寸法	(b) 能力 (c) 基
	(ニ) 第二条第四号の設備	(a) 主要寸法	(b) 能力 (c) 基
	(ホ) 第二条第五号の設備	(a) 主要寸法	(b) 能力 (c) 基
	（二） その他の設備の概要		
6	譲り受け、又は借り受けようとする場合の相手方の氏名及び住所		
上記のとおり造船法第二条第一項の規定による許可を申請します。			
年 月 日			
申請者の氏名及び住所			
殿			

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 表題の新設、譲受け又は借受けのうち不必要な字句を削除すること。
- (2) 5の(イ)の(b)には、製造し、又は修繕することができる最大の船舶の総トン数を記載すること。
- (3) 必要がある場合は、別紙に記載すること。

第二号書式（第三条関係）

新設  
 設備 増設 許可申請書  
 拡張

1	事業者の氏名及び住所		
2	施設の名称及び所在地		
3	事業の種類		
4	当該設備の使用の開始年月		
5	新設等をしようとする設備の概要		
	（一） 名称		
	（二） 主要寸法		
	（三） 能力		
上記のとおり造船法第三条第一項の規定による許可を申請します。			
年 月 日			
申請者の氏名及び住所			
殿			

(日本産業規格 A 列 4 番)

備考

- (1) 表題の新設、増設又は拡張のうち不必要な字句を削除すること。
- (2) 5の(一)には、当該設備により製造し、又は修繕することができる最大の船舶の総トン数を記載すること。
- (3) 必要がある場合は、別紙に記載すること。

## 第三号書式（第四条関係）

## 甲 造船業開始届出書

1.	事業者の住所氏名（名称）	_____
2.	工場の名称及び所在地	_____
3.	事業の種類	_____ 4. 事業の開始年月日 _____
5.	工場敷地総面積	_____
6.	施設の概要	
	□造船台	(イ)長さ _____ (ロ)能力 _____ (ハ) _____ 基
	□ドック	(イ)長さ _____ (ロ)幅 _____ (ハ)深さ _____ (ニ)能力 _____ (ホ) _____ 基
	□引揚船台（船架を含む。）	(イ)長さ _____ (ロ)能力 _____ (ハ) _____ 基
上記の通り造船法第五条第一項及び造船法施行規則第四条第一項の規定により届け出ます。		
年 月 日		
届出者住所氏名（名称）		
地方運輸局長 殿		
運輸監理部長 殿		

(日本産業規格 A 列 4 番)

- 記載要領
1. 事業の種類の中には、鋼船若しくは木船の製造又は修繕の事業別を記載すること。
  2. 造船台、ドック、引揚船台の能力の項には、それぞれ製造し、入渠し、又は引き揚げることのできる最大の船舶の総トン数を記載すること。
  3. 面積の単位は、平方メートル、長さの単位は、メートルとすること。

## 乙 船舶用機関等製造業開始届出書

1.	事業者の住所氏名（名称）	_____
2.	工場の名称及び所在地	_____
3.	事業の種類	_____ 4. 事業開始年月日 _____
5.	資本金額	_____ 6. 工場敷地総面積 _____
7.	施設の概要	
	□設備された機械の台数	_____
	□鋳造設備の有無	_____
	□鍛造設備の有無	_____
上記の通り造船法第五条第一項及び造船法施行規則第四条第一項の規定により届け出ます。		
年 月 日		
届出者住所氏名（名称）		
地方運輸局長 殿		
運輸監理部長 殿		

(日本産業規格 A 列 4 番)

- 記載要領
1. 事業の種類の中には、その事項の対象となる船舶用機関を具体的に電気着火機関、焼玉機関、ディーゼル機関、レシプロ汽機、タービン汽機のごとく記入すること。
  2. 設備された機械の項には、旋盤、平削盤、フライス盤、研磨盤その他の工作機械の台数の合計を記入すること。





第六号書式（第五条関係）

鋼造船所施設状況報告書  
所在地  
造船所名称  
( 年 12 月 31 日現在)

敷地総面積（工場構内）		㎡			
船	船台番号				
	建造し得る船	最大長（垂線間）(m)			
		最大幅（型）(m)			
		総トン数 (T)			
	平均潮高時における陸上耐圧部の長さ (m)				
	平均潮高時における水中耐圧部の長さ (m)				
	盛木部において最大重量を支え得る船台面の幅 (m)				
	運水の際における最大「フォアフット」耐圧力 (t/㎡)				
	傾斜				
	扉の有無				
備考					
ドック	ドック番号・種類				
	入船し得る船	最大長（垂線間）(m)			
		最大幅（型）(m)			
		総トン数 (T)			
浮揚させうる重量（浮ドックの場合）(t)					
ク	ドックの長さ	渠底平坦部 (m)			
		渠底の頭端より最外戸まで (m)			
		上部の頭端より最外戸まで (m)			
ク	ド	渠	上部において (m)		
			下部において (m)		

ク の 幅 内 ドックの深さ	口	平均潮高線において (m)			
		渠	上部において (m)		
	渠内		下部において (m)		
		渠中央より渠口側の	上端まで (m)		
			平均潮高線まで (m)		
			渠底中央より上端まで (m)		
			排水ポンプが一時間に排水しうる平均水量 (t)		
		備考			
引揚船台（船架を含む）	引揚船台番号				
	引揚げ得る船舶	最大長（垂線間）(m)			
		最大幅（型）(m)			
		最大重量 (t)			
			総トン数 (T)		
			平均潮高時における陸上耐圧部又は軌条の長さ (m)		
			平均潮高時における水中耐圧部又は軌条の長さ (m)		
		傾斜			
		引揚機の力量			
		備考			
船架するもの ブロック組立定盤及びこれに	番号				
	設置場所				
	面積(㎡)				
	使用し得るクレーンの台数及びり揚能力				
	備考				

	場 所	種 類	数	最大つり	最大つり	最大つり	移動距離 (m)	備 考
				揚力量 (t)	揚高さ (m)	出距離 (m)		
重 量 物	船建 台造 ドック 引揚 船台 関係 及び							
運 搬	屋組 外立 場 ロック 関係							
設 備	屋 内 作 業 場 関係							

鋼 材 置 場 関 係								
修 繕 ド ック 関 係								
そ の 他								

備考

- 1 本報告書の対象工場は、総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼製の船舶の製造設備を有する造船工場である。
- 2 船台、ドック及び引揚船台欄の平均潮高とは、水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の表備考第1号にいう平均水面をいう。
- 3 本報告書には、工場全体配置図を添付すること。

第七号書式 A (第五条関係)

船舶用機関等施設状況報告書 A

( 年 12 月 31 日現在)

※整理番号		※所轄	地方運輸局 運輸監理部	名	
事業者名		工場名			
住所		所在地			
代表者名		船舶用の 主要製品名			
払込資本金	百万円				
東京事業所の所在地及び電話番号		( ) 番			
※業種	<input type="text"/>	資本金	<input type="text"/>	従業員	<input type="text"/>
		地方運輸局 運輸監理部	<input type="text"/>	事業所	<input type="text"/>

1 建物及び敷地

建物名	棟数	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備考
事務所				
機械工場				
仕上・組立工場				
鑄造工場				
鍛造工場				
木型工場				

製缶工場				
倉庫				
設計室				
合計				

敷地面積  ㎡

2 従業員数

職種	部門		船舶部門		船舶部門以外の部門	合計
	社内工	常用工 臨時工	船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕	船舶の新造・修繕		
工員	社内工	常用工				
		臨時工				
	社外工					
	小計					
職員	事務					
	技術					
合計						

3 生産能力 ( 年 1 月～12 月)

(1) 生産比率

工場全生産高		船舶部門						船舶部門以外 の部門
		船舶用機関及び船舶用品の製造・修繕				船舶の新造・ 修繕	合計	
		製造		修繕	小計			
完成品	部分品及び 付属品							
金額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
	100%	%	%	%	%	%	%	%

(2) 工事時間数

工事時間数		船舶部門			船舶部門以外の部門
		船舶用機関及び船舶用品の 製造・修繕	船舶の新造・修繕		
千時間		千時間	千時間		千時間

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- 工事時間数には、期間中の工具の実労働時間数の合計を記入すること。

第七号書式B (第五関係)

船舶用機関等施設状況報告書 B

( 年 12 月 31 日現在)

※整理番号		※所轄	地方運輸局 運輸監理部	名	
事業者名		工場名			
住所		所在地			
※業種	<input type="text"/>	資本金	<input type="text"/>	従業員	<input type="text"/>
		地方運輸局 運輸監理部	<input type="text"/>	事業所	<input type="text"/>

1 工作機械等

分類	索引番号	機種名	製造後の経過年数					数値制御装置を 附属するもの 5	備考
			計	5年未満 1	5年以上 10年未満 2	10年以上 20年未満 3	20年以上 4		
金属 加工 作	11	旋盤							
	12	ボール盤							
	13	中ぐり盤							
	14	フライス盤							
	15	平削盤							
	16	研削盤							

機 械	17	歯切及び歯車仕上盤						
	18	複 合 専 用 機						
	19	そ の 他						
		小 計						
第 一 次 金 属 加 工 機 械	21	ベンディングマシン						
	22	液 圧 プ レ ス						
	23	機 械 プ レ ス						
	24	せ ん 断 機						
	25	鑄 造 機						
	26	そ の 他						
	小 計							
溶 接 ・ 溶 断 機	31	ア ー ク 溶 接 機						
	32	抵 抗 溶 接 機						
	33	ガ ス 溶 接 溶 断 機						
	34	そ の 他						
		小 計						
	41	ダイカストマシン						

鑄 造 機 械	42	金 型 鑄 造 機						
	43	鑄 型 機 械						
	44	砂 処 理 機 械						
	45	製 品 処 理 機 械						
	46	そ の 他						
	小 計							
	合 計							





第十一号書式（第八条関係）

事業基盤強化計画の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

造船法第十一条第一項の規定に基づき、下記の事業基盤強化計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業基盤強化の目標
2. 事業基盤強化の内容
3. 事業基盤強化の実施時期
4. 事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法
5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
6. その他

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 事業基盤強化の目標
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の目標（事業基盤強化を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
  - (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業基盤強化の促進に関する基本方針（令和3年財務省・国土交通省告示第 号）に規定する具体的な指標を用いる。）に記載する。
2. 事業基盤強化の内容
  - (1) 事業基盤強化に係る事業の内容を記載する。
    - ① 計画の対象となる事業を明記するとともに、その選定理由を記載する。
    - ② 事業の分野又は方式の変更と事業の構造の変更とに分けて事業基盤強化の具体的な内容を要約的に記載する。
    - ③ ②の記載中において、次の説明を記載する。
      - イ 当該事業基盤強化による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
      - ロ 市場の状況に照らして、他の造船等事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
      - ハ 関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
  - (2) 事業基盤強化を行う場所の住所を記載する。
  - (3) 関係事業者が行う措置に関する計画を記載する場合には、その名称及び当該関係事業者が法第十条第二項第二号の関係事業者であることの説明を記載する。
  - (4) 別表1により、事業基盤強化を実施するための措置の内容については、事業の分野又は方式の変更及び事業の構造の変更ごとに法第十条第二項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。
  - (5) 別表2により、事業基盤強化に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。
  - (6) 別表3により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。
  - (7) 事業基盤強化計画の期間中における船舶等に係る技術開発に関する事項を記載する。
3. 事業基盤強化の実施時期
  - (1) 事業基盤強化の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。
  - (2) 別表4により、毎事業年度の実施予定を記載する。

4. 事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法
  - (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。
  - (2) 必要な資金の額及び調達方法は、別表5により記載する。
5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
  - (1) 事業基盤強化の開始時期の従業員数（申請者である事業者及びその関係事業者ごとにそれぞれ記載する。以下⑤まで同じ。）を記載する。
  - (2) 事業基盤強化の終了時期の従業員数を記載する。
  - (3) 事業基盤強化に充てる予定の従業員数を記載する。
  - (4) ③のうち、新規採用される従業員数を記載する。
  - (5) 事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数を記載する。
6. その他
  - (1) 事業基盤強化計画に法第十一条第三項第一号の事項を記載する場合にあつては、別表6により記載する。
  - (2) 法第十四条の特例措置を受ける場合にあつては、法第十一条第三項第三号の事項を記載する。
  - (3) 法第十五条の特例措置の適用を受ける場合にあつては、法第十一条第三項第四号の事項を記載する。ただし、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第五条第二号に該当する場合にあつては、次の事項を別表7により記載する。
    - ① 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額その他の産業競争力強化法施行令第五条第一号又は第二号に該当するかどうかの基準に係る国内売上高
    - ② 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

別表1

事業基盤強化の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第十条第二項第一号の要件		
イ 新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役割の開発及び提供による生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役割の構成の変化		
ロ 船舶等の新たな生産の方式の導入又は設備の効率の向上による船舶等の生産の		

効率化		
ハ 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入による船舶等の生産に係る費用低減		
法第十条第二項第二号の要件		
イ 合併		
ロ 会社の分割		
ハ 株式交換		
ニ 株式移転		
ホ 株式交付		
ヘ 事業又は資産の譲受け又は譲渡		
ト 出資の受入れ		
チ 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）		
リ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）		
ヌ 会社の設立又は清算		
ル 有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。）に対する出資		
ヲ 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度		

	の廃棄	
--	-----	--

- (注)
1. 事業基盤強化計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について要約的に記載する。同一の措置であって複数の事項に該当する場合は、その旨を記載する。
  2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を、その見通しを可能な限り明らかにしつつ記載すること。
    - (1) 合併については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載する。
    - (2) 会社の分割については、分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載する。
    - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載する。完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにすること。
    - (4) 株式移転については、株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載する。
    - (5) 株式交付については、株式交付をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交付比率及び株式交付期日を記載する。株式交付親会社となる会社及び株式交付子会社となる会社を明らかにすること。
    - (6) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載する。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
    - (7) 事業又は資産の譲渡については、譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載する。当該事業又は資産の譲渡が財産引受に該当する場合には、その旨を記載する。
    - (8) 出資の受入れについては、当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載する。当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載する。
    - (9) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者である場合又は当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る。）については、取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める

- 取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該造船等事業者の派遣役員の数並びに取得期日を記載する。
- 10 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当をすることを含み、当該譲渡により当該造船等事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）については、当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該造船等事業者の派遣役員に占める割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨を記載する。
  - 11 会社の設立については、設立する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出資額を記載する。）並びに設立期日を記載する。当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載する。
  - 12 会社の清算については、当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載する。
  - 13 有限責任事業組合に対する出資については、出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成十七年経済産業省令第七十四号）第八条第一項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載する。
  - 14 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄については、当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載する。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載する。

別表2  
事業基盤強化に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	名称	数量	単価	金額	用途	設置場所	備考
年度							
年度							
年度							
年度							
年度							

合計額			
-----	--	--	--

(注) 施設の新設、譲受け若しくは借受け又は設備の新設、増設若しくは拡張であつて、法第二条第一項又は第三条第一項の許可を受けなければならない場合は、「備考」にその旨を記載する。

## 別表3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)				(単位：㎡)
	所在地番	地目	面積	その他
1				
2				
3				

(家屋)				(単位：㎡)
	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1				
2				
3				

(注) 譲受け又は譲渡について、その他欄に記載する。事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記する。合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とする。

## 別表4

事業基盤強化の実施時期

年度	実施内容
年度	
年度	
年度	
年度	

## 別表5

事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

年度	調達先 費用	借入金	自己資金	その他	合計	備考

(注)

- 「借入金」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「借入金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
- 法第十六条に基づく公庫の行う事業基盤強化円滑化促進業務による資金の借入れを希望する場合には、「備考」にその旨を記載する。

## 別表6

事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項

--

## 別表7

法第十五条の特例措置に関する事項

1. 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額

事業基盤強化を行う事業者の名称	(単位：百万円)	
	甲	乙
国内売上高合計額	( 年 月期現在)	( 年 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

--

(注)

- 事業基盤強化を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者目以降の事業者を「丙」、「丁」等として記載する。
- 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
- 国内売上高の合計額の算出の根拠は、企業結合集団（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十条第二項に規定する企業結合集団をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業基盤強化を行う事業者の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する当該事業者の最終親会社の子会社の株式に係る議決権の数を合計した数の当該子会社の総株主の議決権の数に占める割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算出の根拠となる内容を記載する。
- 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、事業基盤強化に係る船舶等又は役務に関する事業基盤強化を行う事業者の同業者の中

において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業基盤強化に併せて採ることとする措置の内容を記載する。

第十二号書式（第十条関係）

事業基盤強化計画の認定書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ㊟

年 月 日付けで認定申請のあった事業基盤強化計画について、造船法第十一条第四項の規定に基づき、同項各号（同法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 認定の日付
2. 事業基盤強化計画認定番号
3. 申請者の名称及び代表者の氏名
4. 申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

第十三号書式（第十条関係）

事業基盤強化計画の不認定通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ㊟

年 月 日付けで認定申請のあった事業基盤強化計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第十四号書式（第十条関係）

認定事業基盤強化計画の概要

1. 認定の日付
2. 事業基盤強化計画認定番号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称
4. 認定事業基盤強化計画の概要

（備考）

「4. 認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

## 第十五号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の軽微な変更の届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定事業基盤強化計画について、下記のとおり軽微な変更を行ったので、造船法施行規則第十条第一項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容

変 更 後	変 更 前

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

## 第十六号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の変更申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第一項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 変更事項

3. 変更事項の内容

変 更 後	変 更 前

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

## 第十七号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の変更認定書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ◎

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第五項において準用する同法第十一条第四項の規定に基づき、同項各号（同法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行おうとする場合以外の場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名
4. 変更申請者の住所

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 申請のあった変更申請書の写しを添付する。

## 第十八号書式（第十一条関係）

認定事業基盤強化計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ◎

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 第十九号書式（第十一条関係）

## 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称
4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

（備考）

「4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要」中、認定事業基盤強化事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

## 第二十号書式（第十二条関係）

## 認定事業基盤強化計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ㊟

年 月 日付けで認定をした認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第三項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 第二十一号書式（第十三条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 ◎

年 月 日付けで認定をした認定事業基盤強化計画について、造船法第十二条第二項又は第三項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 認定取消しの理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 第二十二号書式（第十三条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付

2. 認定を取り消された事業基盤強化計画認定番号

3. 認定を取り消された事業者の名称

4. 認定取消しの理由

（備考）

「4. 認定取消しの理由」中、事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

## 第二十三号書式（第十四条関係）

年度における認定事業基盤強化計画の実施状況報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた事業基盤強化計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

## 記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 事業基盤強化の目標の達成状況
3. 実施した事業基盤強化の内容及び適用を受けた支援措置の内容
4. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項（造船法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行う場合に限る。）

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 法第十二条第一項の規定により変更の認定を受けた場合には、変更後の事業

基盤強化計画認定番号を記載する。

2. 事業基盤強化計画の目標の達成状況
  - (1) 事業基盤強化計画に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
  - (2) 生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
  - (3) 財務内容の健全性の向上を示す数値（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。
3. 実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の別表により、認定事業基盤強化事業者及び関係事業者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。なお、指定金融機関から融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。また、事業基盤強化計画においては、設備投資額が指定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。
4. 事業基盤強化計画に伴う労務に関する事項について、計画と実績を対比させて記載する。(3)、(4)及び(5)については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。
  - (1) 事業基盤強化計画の開始時期の従業員数
  - (2) 当該事業年度末の従業員数
  - (3) 当該事業年度中、事業基盤強化計画に充てた従業員数
  - (4) (3)のうち、新規採用された従業員数
  - (5) 事業基盤強化計画に伴い当該事業年度中に出向し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

第二十四号書式（第十四条関係）

製造又は修繕をする船舶等に関する報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

製造又は修繕をする船舶等に関する事項について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 製造又は修繕をする船舶等に関する事項

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 国土交通大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。